

～新型コロナウイルス感染症 療養解除早見表～

那覇市立城北小学校

〔学校保健安全法施行規則第19条2項チ〕

新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

- 発症日を0日として5日間は登校を控え、出席停止として取り扱う。
- 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、登校を控え様子を見ること。
(令和5年5月 那覇市教育委員会 通知より)

0 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症日 または 検体採取日		症状軽快	症状軽快 持続	症状軽快 持続	症状軽快 持続	登校可能				
			症状軽快	症状軽快 持続	症状軽快 持続	登校可能				
				症状軽快	症状軽快 持続	登校可能				
					症状軽快	症状軽快 持続	登校可能			
						症状軽快	症状軽快 持続	登校可能		
							症状軽快	症状軽快 持続	登校可能	
								症状軽快	症状軽快 持続	登校可能

※治癒証明書等の提出の必要はありません。